

物 品 買 入 契 約 書

1 件 名

2 契 約 金 額

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

3 納 入 期 限 年 月 日

4 納 入 場 所

公益財団法人東京都環境公社を甲とし、
を乙とし、甲乙間において、裏面
の条項により物品売買契約を締結する。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

年 月 日

東京都墨田区江東橋四丁目26番5号
甲 公益財団法人東京都環境公社
理事長 川澄俊文 印

乙 住 所
法 人 名
代 表 者 名 印

(総則)

- 第1条** 甲及び乙は、契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別添仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約の目的である契約書記載の物品を、契約書記載の納入期限内に契約書記載の納入場所において甲に納入するものとし、甲は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 乙は、物品を納入する場合において、仕様書等にその品質が明示されていないときは、中等以上の品質のものを納入しなければならない。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める請求、通知、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 8 この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利の譲渡等)

- 第2条** 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(監督)

- 第3条** 甲は、必要があるときは、甲の職員をして立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督させることができる。

(納品書等の提出等)

- 第4条** 乙は、物品を納入するときは、甲の定める項目を記載した納品書を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、物品を納入するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、甲がやむを得ないと認めるときは、分割して納入することができる。
- 3 乙は、甲に納入した物品は原則として、検査に不合格となったものを除いて持ち出すことはできない。

(検査)

- 第5条** 甲は、前条第1項の規定により乙から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に甲の職員をして検査を行わせるものとする。
- 2 乙は、あらかじめ指定された日時及び場所において、第1項の検査に立ち会わなければならない。
- 3 乙は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 4 甲は、必要があるときは、第1項の検査のほか、納入が完了するまでにおいて、品

質等の確認検査を行うことができる。この場合、第2項及び第3項の規定を準用する。

5 第1項及び前項の検査に直接必要な費用並びに検査のため変質、変形、消耗又は引き損した物品に係る損失は、すべて乙の負担とする。

(引換え又は手直し)

第6条 乙は、納入した物品の全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、速やかに引換え又は手直しを行い、仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかるわらず、乙は、甲により引換え又は手直しのための期間を指定されたときは、その期間内に仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。

3 乙は、前2項の規定により引換え又は手直しが完了したときは、その物品を納入場所において甲に納入するとともに、第4条第1項に定める納品書を甲に提出しなければならない。

4 甲は、前項の規定により乙から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとする。

5 第5条第2項、第3項及び第5項の規定は、前項の検査について準用する。

(減価採用)

第7条 甲は、第5条第1項又は前条第4項の検査に合格しなかった物品について、そのかしの程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めるときは、契約金額を減額して採用することがある。

2 前項の規定により減額する金額については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

第8条 物品の所有権は、検査に合格したとき、又は前条第2項の協議が成立したときに、乙から甲に移転し、同時にその物品は、甲に対し引き渡されたものとする。

2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた物品についての損害は、すべて乙の負担とする。

(かしの担保)

第9条 乙は、納入した物品に品質不良、変質、数量の不足その他のかしがあるときは、別に定める場合を除き、所有権移転の日から1年間、その補修、引換え、補足又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責を負うものとする。ただし、甲の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

(納入期限の延長等)

第10条 乙は、納入期限内に物品を納入することができないときは、その理由を明示して、甲に納入期限の延長を申し出ることができる。

2 前項の規定による申出があった場合において、その理由が乙の責に帰することができないものであるときは、甲は、相当と認める日数の延長を認めることがある。

(遅延違約金)

第11条 乙の責に帰すべき理由により納入期限までに物品を納入することができない場合において、納入期限後相当の期間内に物品を納入する見込みのあるときは、甲は乙から遅延違約金を徴収して納入期限を延長することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、契約金額に年5パーセントの割合（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365

日の割合とする。) を乗じて計算した額 (100 円未満のは数があるとき又は100 円未満であるときは、そのは数額又はその全額を切り捨てる。) とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、納入した物品の一部が第 5 条第 1 項又は第 6 条第 4 項の検査に合格したときは、第 1 項の遅延違約金の額は、契約金額から当該検査に合格したものとの契約金額相当額を控除した金額を基礎として計算する。
- 4 第 6 条第 2 項の規定により引換え又は手直しの期間を指定した場合において、当該引換え又は手直しに係る物品が指定した期間経過後に納入されたものであるときは、当該物品に係る遅延違約金は、納入期限の翌日から計算する。
- 5 前各項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。
(契約内容の変更等)

第12条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させることができる。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第13条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は相手方と協議の上、契約金額、その他の契約内容を変更することができる。

(契約代金の支払い)

第14条 乙は、物品の納入が完了し、かつ甲の検査に合格したとき又は第 7 条第 2 項の協議が成立したときは契約代金を請求することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、物品を分割して納入し甲の検査に合格したときは、当該納入物品に係る契約代金を請求することができる。ただし、仕様書等において納入が完了し、かつ甲の検査に合格したときに一括して契約代金を支払うと定めたときは、この限りでない。
- 3 甲は、納入の完了等については月末締とし、その請求に基づき納入等の翌月末に支払うものとする。
- 4 甲は、前項の期間内に契約代金を支払わないときは、乙に対して支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定した割合(年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。)を乗じて計算した金額を遅延利息として支払うものとする。

(甲の解除権)

第15条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が納入期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みが明らかにないと甲が認めるとき。
- (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の監督又は検査の実施に当たり職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (4) 乙が地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当すると判明したとき。
- (5) 前各号のほか、乙が、この契約に基づく義務を履行しないとき。

- (6) 第17条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。
- 2 乙は、前項の規定により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。この場合において、分割納入し甲の検査に合格した物品があるときは、契約金額から分割納入した物品の契約金額相当額を控除した金額の100分の10に相当する額を違約金とする。

(協議解除)

- 第16条** 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。
- 2 甲は、前項の解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

- 第17条** 乙は、次の各号の一に該当する場合においては、この契約を解除することができる。

- (1) 第12条の規定により、甲が物品の納入を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
- (2) 第12条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の2分の1以下に減少することとなるとき。
- 2 前条第2項の規定は、第1項の規定により契約が解除される場合に準用する。

(相殺)

- 第18条** 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(疑義の決定等)

- 第19条** この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。